

豊田市土壌汚染対策法施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告期限の延長の申請)

第2条 法第3条第1項本文の報告の期限に係る規則第1条第1項ただし書の規定に基づく期限延長の申請は、報告期限延長申請書（様式第1）によるものとする。

(確認の通知等)

第3条 法第3条第1項ただし書の規定に基づく確認の通知は、確認通知書（様式第2）によるものとする。

(土地の利用状況の報告)

第4条 法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けた土地の所有者等は、毎年4月30日までに、同月1日現在の当該土地の利用状況を土地利用状況報告書（様式第3）により報告しなければならない。

(確認取消しの通知)

第5条 法第3条第1項ただし書の確認をした土地に係る法第3条第6項の規定に基づく確認の取消しの通知は、確認取消通知書（様式第4）によるものとする。

(土地所有者等への通知)

第6条 法第3条第3項の規定に基づく土地所有者等への通知は、土地所有者等通知書（様式第5）によるものとする。

2 規則第3条第3項の規定に基づく特定有害物質の種類のお知らせは、特定有害物質種類通知書（様式第6）によるものとする。

(土壌汚染状況調査結果報告書等の提出)

第7条 法第3条第4項の規定に基づく土壌汚染状況調査結果報告書の提出の命令は、調査命令書（様式第7）によるものとする。

2 法第3条第8項又は法第4条第3項の規定に基づく土壌汚染状況調査結果報告書の提出の命令は、調査命令書（様式第8）によるものとする。

3 法第5条第1項の規定に基づく土壌汚染状況調査結果報告書の提出の命令は、調査命令書（様式第9）によるものとする。

(一定の規模以上の土地の形質の変更に伴う調査)

第8条 法第4条第1項の規定に基づく届出に対する通知は、通知書（様式第10）によるものとする。

(要措置区域内における汚染除去等計画の提出等)

第9条 法第7条第1項の規定に基づく汚染の除去等計画書の作成及び提出すべきことの

指示は、提出指示書（様式第 1 1）によるものとする。

2 法第 7 条第 2 項の規定に基づく汚染除去等計画書の提出の命令は、命令通知書（様式第 1 2）によるものとする。

3 法第 7 条第 4 項の規定に基づく汚染除去等計画書の計画変更命令は、命令通知書（様式第 1 3）によるものとする。

4 法第 7 条第 5 項の規定に基づく期間短縮通知は、通知書（様式第 1 4）によるものとする。

5 法第 7 条第 8 項の規定に基づく同項各号に定める措置を講ずる命令は、命令書通知書（様式第 1 5）によるものとする。

（帯水層の深さに係る確認等）

第 1 0 条 規則第 4 4 条第 3 項の規定に基づく帯水層の深さの位置の確認は、確認通知書（様式第 1 6）によるものとする。

2 規則第 4 4 条第 5 項の規定に基づく帯水層の確認の取消しは、確認取消通知書（様式第 1 7）によるものとする。

（土地の形質の変更に係る確認）

第 1 1 条 規則第 4 5 条第 3 項の規定に基づく土地の形質の変更の施行方法が基準に適合する旨の確認は、基準適合確認通知書（様式第 1 8）によるものとする。

2 規則第 4 6 条第 3 項の規定に基づく土地の形質の変更の施行方法が基準に適合する場合に限りする確認は、基準適合確認通知書（様式第 1 9）によるものとする。

（形質変更時要届出区域内の計画の提出等）

第 1 2 条 法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく届出に対する通知書は、通知書（様式第 2 0）によるものとする。

2 規則第 4 9 条の 2 の規定に基づく施行管理方針における規則第 5 2 条の 8 第 1 項の規定に基づく確認の取消しは、通知書（様式第 2 1）によるものとする。

3 法第 1 2 条第 5 項の規定に基づく形質変更に係る計画変更命令は、命令通知書（様式第 2 2）によるものとする。

（指定の申請）

第 1 3 条 法第 1 4 条第 1 項の規定に基づく指定の申請に対する通知については、通知書（様式第 2 3）によるものとする。

（汚染土壌の搬出時の措置等）

第 1 4 条 規則第 6 0 条第 3 項に基づく法第 1 6 条第 1 項の認定は、認定通知書（様式第 2 4）によるものとする。

2 法第 1 6 条第 4 項の規定に基づく同項各号に定める措置を講ずる命令は、命令通知書（様式第 2 5）によるものとする。

（措置命令）

第 1 5 条 法第 1 9 条の規定に基づく汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずる命令は、命令通知書（様式第 2 6）によるものとする。

（汚染土壌処理業者に対する命令等）

第16条 法第22条第9項に基づく事故時の届出は、事故発生届出書（様式第27）によるものとする。

2 法第24条の規定に基づく汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置の命令は、命令通知書（様式第28）によるものとする。

3 法第25条の規定に基づく許可の取消しは、許可取消通知書（様式第29）によるものとする。

4 法第25条の規定に基づく事業の全部又は一部の停止は、事業停止命令書（様式第30）によるものとする。

5 法第27条第2項の規定に基づく汚染の除去、汚染の拡散の防止その他必要な措置の命令は、命令通知書（様式第31）によるものとする。

6 省令第17条第1項の規定に基づく許可証の交付通知は、通知書（様式第32）によるものとする。

（提出書類の部数）

第17条 法、規則、省令及びこの要綱の規定により豊田市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。